

第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要について

1 計画の趣旨等

- (1) 社会福祉法に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を定め、地域共生社会の実現を目指すための計画
- (2) 地域共生社会の実現に向けた施策の主たる担い手である旭川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の計画と一体のものとして策定
- (3) 福祉に関する各計画の”地域における”上位計画であるとともに、地域福祉の取組として一体的な展開が望まれる各種計画と理念を共有

2 計画の名称及び期間

- (1) 標記名称とした上で、多くの方が親しみを感じ、計画の趣旨等が広く浸透するよう愛称を設定（『みんなの旭川ささえあいプラン 2024』）
- (2) 令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする。

3 計画の策定体制

(1) 市民意見の聴取等

R4 年度	旭川未来会議 2030（福祉分野WG）	→計画骨子（案）
R5. 6	市政モニター・地域福祉関係者へのアンケート調査	
R5. 9～R5. 10	計画骨子（案）に対する意見提出手続	→計画骨子
R5. 10～R6. 2	各地域まちづくり推進協議会へのヒアリング	→計画（案）
R6. 2～R6. 3	計画（案）に対する地域福祉関係者への意見聴取	→計画

(2) 計画に係る協議

市及び市社協内の会議体で適宜協議した上で、市の附属機関である旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計6回の審議を実施

4 計画の基本的事項

(1) 計画の体系

基本理念	目指す地域像	1	個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域
普段の暮らしの中で誰もがその人らしくしあわせに生きるためのあたたかいつながりが育まれる地域		2	一人一人が自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域
		3	誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域
		4	みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域

(2) 特長

- ア 市や市社協が行う事業に限らず、市民、事業者、地域活動団体及び福祉の関係団体が取り組むべきことを掲げ、協力して地域福祉の推進を図ることを明示
- イ 市の相談機関で支援を受けている方が描いたイラストや、小学生の地域福祉に関する作文を掲載し、計画書においても「誰もが活躍できる地域づくり」「子どもを含む広い世代の地域福祉の理解促進」に関する取組を実践

5 推進体制等

市、市社協、市の附属機関等の会議体において、成果目標・評価指標・各年度の計画に基づく事業の進行管理・評価を行うとともに、地域共生社会の実現に向けた取組や課題を広く周知し、各地域における多様な活動の展開を促進